

令和2年度 栃木地方最低賃金審議会  
第1回栃木県最低賃金専門部会 議事要旨

公 開

開催日時	令和2年7月30日(木) 14時30分～15時50分					
出席状況	公 益 代表委員	出席3人	労 働 者 代表委員	出席3人	使 用 者 代表委員	出席3人
		定数3人		定数3人		定数3人
主要議題	1 栃木県最低賃金の金額改定について 2 その他					
議事録・議事要旨	議 事 要 旨					
<p>1 栃木県最低賃金の金額改定について</p> <p>(1) 労使双方の基本的な考え方及び主張について</p> <p>ア 労働者代表委員の見解及び主張</p> <p>(ア) パート労働者、契約社員・派遣社員などのいわゆる非正規労働者が雇用者全体の4割を占め、働く者の多様化が進んでいる。最低賃金近傍で働く労働者の労働条件改善に直結する法定最低賃金の重要性は増しており、どこで働いても、どのような就労形態であろうとも、賃金は少なくとも生活できる水準を確保した上で、働きの価値に見合った水準であるべきであると考えている。</p> <p>(イ) 審議にあったって次の点を特に主張</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・地域別最低賃金は、近年、従前に比べれば大幅な引上げが続いているものの、依然として十分な水準とは言えない。また、地域間格の拡大傾向は深刻であり、地域別最低賃金額の水準は、低い地域から高い地域への働き手流出の一因にもなっている。</li><li>・最低生活賃金の観点以外に労働の対価としての賃金の水準という観点からも、大幅な引上げが必要である。</li><li>・働き方改革における「同一労働同一賃金」を踏まえ、働く者が意欲をもって働き続けられるよう、同一企業・団体における正規・非正規雇用労働者間の不合理な待遇差の解消をめざす上で、最低賃金水準を上げていくことは重要である。</li><li>・新型コロナウイルス感染症による危機的状況を可能な限り早期に収束させるため、国民一丸となった対応を続けている。すべての国民の命と健康、そして国民生活を守っていくためにも「新しい生活様式」による感染症対策を継続するとともに、段階的に社会経済の活動レベルを引上げ、経済を再生させていかなければならない。そのためには、あらゆる政策を総動員していく必要があり、そのためにも最低賃金引上げは重要と考えている。</li></ul> <p>(ウ) 具体的な金額提示については、栃木県において労働者が最低限の生活を営むために必要な賃金水準は、連合リビングウェイジの試算によると960円であるが、現行の最低賃金額853円との差額107円を4年間で解消するとして27円の引上げを提示した。</p> <p>その後、連合栃木が調査した事業場規模300人未満の正社員の賃上げ率1.52%に県最賃853円を乗じて得た額の13円を引上げ額として提示した。</p>						

## イ 利用者代表委員の見解及び主張

### (ア) 企業をとりまく状況について

- ・新型コロナウイルス感染症拡大によって、日本経済はこれまでに経験したことがない、危機的な状況に直面している。緊急事態宣言や地方自治体による休業要請等は大規模な需要喪失をもたらし、幅広い業種の事業者に多大な影響を及ぼした。宣言等の解除後も、その爪痕が大きく残っており、いまだコロナ以前の状況に戻っていない。とりわけ、経営基盤の脆弱な中小企業・小規模事業者に甚大な影響を与え続けている。
- ・栃木県は、製造大手の出先が多く、関連企業が数多くあり、コロナでサプライチェーンに問題を抱えてきていることで回復の遅れが懸念される。

また、建設業や他の業種にも言えるが、3月から5月にかけて営業ができなかったことで、秋以降の受注が取れていないところもあるので、今後業績が悪化する企業が増えてくるかと思われる。

- ・金融支援でしのいでいる企業にとっては、売上げが感染拡大前の水準に戻らない中、返済期限がきたときに持ちこたえられるかどうか懸念される。
- ・特効薬やワクチンが開発され十分に普及するまでの当分の間、感染症拡大防止と事業活動の両立を余儀なくされることとなります。第二波・第三波の到来が懸念される中、経済の先行きは極めて不透明となっており、少なくとも、今年度中の力強い景気回復は期待できないとの見方が強まっている。

### (イ) 今年度の審議に臨む基本認識について

- ・最低賃金は、法的強制力をもって引き上げられ、各企業の状況に関係なく人件費を増大させることになる。中小企業・小規模事業者から「最低賃金を引き下げてほしい」との声が多く聞かれる中、今年度、有額の引上げを示すことは、事業継続と雇用維持のために雇調金や持続化給付金等の各種給付金を受けながら、かろうじて持ちこたえている多くの中小企業・小規模事業者を更なる窮地へ追い込むことになるとの懸念を強く持っている。

・中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告では、「地域別最低賃金額については、新型コロナウイルス感染症拡大による現下の経済・雇用・労働者の生活への影響、中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況、今後の感染症の動向の不透明さ、こうした中でも雇用の維持が最優先であること等を踏まえ、引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当との結論を下すに至った」とある。

- ・事業の存続をかけて必死の対応に迫られている中小企業・小規模事業者の雇用維持に向けた努力に、決して水を差すことのないよう、安倍総理が加藤厚生大臣に指示された、「中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況を考慮し、検討を進める」との基本的な考え方を関係者一同が重く受け止め、今年度の審議に臨むべきであると考えている。

(ウ) 具体的な金額については、事業の継続と雇用の維持が最優先であり今年度は据え置き、引上げ額0円を提示した。

## 2 その他について

特になし。